

## 盛岡市新市庁舎整備基本構想（案）に係るパブリックコメント実施結果

新市庁舎整備基本構想（案）について、広く市民の皆様に周知するとともに、年内の策定に向けて御意見をいただきたいことから、意見の公募（パブリックコメント）を行ったもの。

- |         |                                                                                           |
|---------|-------------------------------------------------------------------------------------------|
| 1 募集期間  | 令和6年9月17日から10月15日まで                                                                       |
| 2 募集方法  | 盛岡市公式ホームページの応募フォーム、郵便、ファクス及び持参                                                            |
| 3 受付意見数 | 40件（個人：14人、団体：0団体）                                                                        |
| 4 反映区分等 | A：計画等に盛り込むもの・・・2件<br>B：計画等に盛り込み済みのもの・・・1件<br>C：計画等に盛り込まないもの・・・1件<br>D：その他、要望・意見・感想等・・・36件 |

| No. | 該当項目                                       | 該当頁 | 意見の要旨                                                                                                                 | 市の考え方                                                                                                                                                                                          | 区分 |
|-----|--------------------------------------------|-----|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|----|
| 1   | 第2章 現市庁舎の現状と課題<br>1 現市庁舎の状況                | 5   | 5 ページの現市庁舎の状況の表中に、別館の敷地の欄に1728.85㎡の括弧書きとして「借地」とあるが、既に他の報告書で公開されているように、借地の相手方や借地料（少なくとも今年度の金額について）を明記すべきではないか。         | 当該ページに、昨年度の借地料を記載します。                                                                                                                                                                          | A  |
| 2   | 第2章 現市庁舎の現状と課題<br>4 現市庁舎の課題                | 7   | 新市庁舎を検討する前提条件は、想定すらできない将来の技術革新ではなく、まずは現時点の課題である老朽対策や分庁舎の集約、狭あいな執務環境、ユニバーサルデザインの導入などの目の前にある課題を現時点の考え方により解消を目指すべきではないか。 | 新たな手法等の採用については、国や他自治体における事例などを参考にしながら、盛岡市にとって効率性、効果の高いと考えられるものについて検討してまいります。<br>現時点の課題については、執務室の環境改善やDXの推進等、課題の解決に向けた取組を進めてまいります。                                                              | D  |
| 3   | 第2章 現市庁舎の現状と課題<br>4 現市庁舎の課題<br>(3) 市庁舎の狭あい | 8   | 現市庁舎では、ロッカーの上や通路にダンボール等が積まれており、災害時にこれらの散乱により活動の妨げにならないか大変心配である。庁舎の床面積を縮小しても、これらの資料は書棚に保管できるのか。                        | 現時点の課題については、執務室の環境改善やDXの推進等、課題の解決に向けた取組を進めてまいります。                                                                                                                                              | D  |
| 4   | 第3章 基本理念及び基本方針<br>2 基本方針                   | 12  | 高齢者や幼児にも対応した、市民のための新庁舎構想を強く願う。                                                                                        | 誰もが使いやすいユニバーサルデザインによる設計を取り入れながら、基本理念である「つながり 支え合い 市民とともに歩み続ける市庁舎」の実現に向けた取組を進めてまいります。                                                                                                           | D  |
| 5   | 第3章 基本理念及び基本方針<br>2 基本方針<br>(1) 行政サービス拠点   | 13  | 毎年更新が必要な手続きがあるが、建物や窓口が分かれており不便である。せめて窓口同士を近くにして欲しい。                                                                   | 庁舎の体制については、新市庁舎（本庁舎）、都南分庁舎及び玉山分庁舎の3庁舎体制を基本とし、既存分庁舎については、新市庁舎の供用開始後も引き続き使用しながら、段階的な集約を進めてまいります。<br>窓口のあり方については、他市で実践されている総合窓口の事例などを参考にしながら、基本計画の段階で具体的に検討することとしております。いただいたご意見は、今後の参考とさせていただきます。 | D  |
| 6   |                                            |     | 多目的トイレにユニバーサルシートを設置いただきたい。                                                                                            | 誰もが使いやすい、ユニバーサルデザインの設計を取り入れながら、具体的な機能や設備については、基本計画の段階で検討することとしております。いただいたご意見は、今後の参考とさせていただきます。                                                                                                 | D  |

| No. | 該当項目                                    | 該当頁 | 意見の要旨                                                                              | 市の考え方                                                                                                                                                | 区分 |
|-----|-----------------------------------------|-----|------------------------------------------------------------------------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|----|
| 7   | 第3章 基本理念及び基本方針<br>2 基本方針<br>(2) 防災拠点    | 14  | 屋上には、ヘリコプターが発着できるよう整備いただきたい。                                                       | ヘリポートの設置については、運用目的や必要性を明確にし、国や県、医療機関など関係機関との調整により、航空法第38条に基づき非公共用飛行場として国土交通大臣から許可を受ける必要があるものと認識しており、「内丸エリア」では盛岡東警察署に設置されているため、現段階において、設置する予定はありません。  | D  |
| 8   |                                         |     | 防災拠点になるよう、避難所機能を持たせる部屋の用意、物資の保管、非常発電に対応すること。災害に強い市役所にしていきたい。                       | 市庁舎は災害対策本部機能を有することから、災害時でも適切に運営できる機能の整備を想定しております。一方で、避難所に指定していないことから、避難所との役割分担を踏まえつつ、具体的な機能や設備については、基本計画の段階で検討することとしております。いただいたご意見は、今後の参考とさせていただきます。 | D  |
| 9   |                                         |     | 市役所の窓辺や庭にハーブや食用可能な里山の植物等を配置するなど、近代化と民族文化を融合し発信する場、また、災害時の食糧基地として対応できるよう設計していただきたい。 |                                                                                                                                                      | D  |
| 10  | 第3章 基本理念及び基本方針<br>2 基本方針<br>(3) 持続・変革拠点 | 15  | 新庁舎建設に当たり、一部に木材（できれば県産材）を使用していただきたい。                                               | 使用する資材については、基本計画・基本設計の段階で具体的に検討してまいります。また、庁舎整備や維持管理に当たっては、地元への経済効果についても広く考慮してまいります。いただいたご意見は、今後の参考とさせていただきます。                                        | D  |
| 11  |                                         |     | 太陽光発電のほか、中津川を利用した小規模な水力発電や中津川から植物に与える水（トイレにも使用）を汲み上げて節水してはどうか。                     | 今後選定される整備用地の状況を踏まえながら、検討してまいります。                                                                                                                     | D  |
| 12  | 第4章 新市庁舎の規模                             | 17  | 県庁ぐらいの階数は必要。議会の場所は離してはどうか。                                                         | 新市庁舎の階数や議会の場所については、基本計画・基本設計の段階で具体的に検討してまいります。いただいたご意見は、今後の参考とさせていただきます。                                                                             | D  |
| 13  | 第4章 新市庁舎の規模<br>1 庁舎の集約・体制               | 17  | 市内に点在している部署を1つにまとめ、合理化を優先できるように検討していただきたい。                                         | 庁舎の体制については、新市庁舎（本庁舎）、都南分庁舎及び玉山分庁舎の3庁舎体制を基本とし、既存分庁舎については、新市庁舎の供用開始後も引き続き使用しながら、段階的な集約を進めてまいります。                                                       | B  |

| No. | 該当項目                                                   | 該当頁 | 意見の要旨                                                                                                       | 市の考え方                                                                                                                                 | 区分 |
|-----|--------------------------------------------------------|-----|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|----|
| 14  | 第4章 新市庁舎の規模<br>3 庁舎の想定規模                               | 17  | 規模縮小の最大の要因は、市の財源不足と建築単価の高騰と考えるが、市として縮小の理由を基本構想に具体的かつ明確に記載すべきではないか。                                          | 将来の人口減少や職員数の見込み、技術革新等により、規模を抑制することが可能と想定しております。<br>庁舎規模の抑制については、多大な経費の必要性、将来負担の軽減について記載しているほか、今後想定される庁舎の課題においても人口減少や将来の財政状況をまとめております。 | D  |
| 15  | 第4章 新市庁舎の規模<br>4 駐車場・駐輪場<br>(1) 駐車場                    | 18  | 駐車場を十分確保し、各部署へ用事があった際には、駐車場サービス券を発行していただきたい。                                                                | 駐車場については、将来的な各種手続きのオンライン化の状況などを踏まえながら、基本計画の段階で規模や運営の方法を具体的に検討してまいります。                                                                 | D  |
| 16  | 第4章 新市庁舎の規模<br>6 規模算定上の留意点<br>(1) 規模のコンパクト化に向けた取組      | 19  | デジタル化で、証明書をコンビニなど様々な場所で交付できるようにしていただきたい。                                                                    | 新市庁舎整備と並行して、利用者の利便性向上に向けた取組を進めてまいります。                                                                                                 | D  |
| 17  | 第4章 新市庁舎の規模<br>6 規模算定上の留意点                             | 19  | 働いてる職員の環境を整え、作業効率の向上を図り、より良い市政を運営していただきたい。                                                                  | 規模のコンパクト化に努めながら、職員の利便性向上に向けた取組を進めてまいります。                                                                                              | D  |
| 18  | 第4章 新市庁舎の規模<br>6 規模算定上の留意点<br>(2) 利便性向上に向けた必要スペース確保の取組 | 19  | 閉庁日でもトイレだけ使用できるようにしていただけると中心部への外出がしやすい。重度の障害がある子供のオムツ交換は容易ではなく、交換場所がないことがネックとなり外出しづらい。観光客の方にもメリットがあるのではないか。 | 閉庁日の庁舎利用については、整備する機能と併せて基本計画・基本設計の段階で具体的に検討してまいります。いただいたご意見は、今後の参考とさせていただきます。                                                         | D  |
| 19  |                                                        |     | 市有地が確保されている「盛岡駅西口エリア」が最適と考える。8月の大雨の際も特に避難指示が出ることはなく、盛岡駅に近い方が利用する市民にとって電車やバスを利用する際に便利である。                    | 整備エリアは、まちづくりへの影響や市民利便性・交通アクセスなどの視点から、候補エリアの比較検討を行い、総合的な判断として「内丸エリア」を選定しました。                                                           | D  |
| 20  | 第5章 整備エリア<br>1 整備エリアの選定                                | 20  | 「内丸エリア」は、駐車場の不足、交通渋滞など問題が山積みであり、土地に余裕がある郊外への移転を再考してほしい。                                                     | 「内丸エリア」は、現行の公共交通機関の有効的な活用による来庁者の利便性の点から優位性があるものと判断しました。<br>また、駐車場については、将来的な各種手続きのオンライン化などを踏まえながら、今後具体的な検討を進めてまいります。                   | D  |

| No. | 該当項目                                     | 該当頁 | 意見の要旨                                                                                                                                                                                         | 市の考え方                                                                                                                                                                                          | 区分 |
|-----|------------------------------------------|-----|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|----|
| 21  | 第5章 整備エリア<br>1 整備エリアの選定                  | 20  | 整備エリアに関して、審議会答申の付帯意見である「新市庁舎の供用開始時期に重大な影響を与える場合、整備エリアの再検討をお願いしたい」という見解が示されたことを記載すべきではないか。                                                                                                     | 整備エリアは、候補エリアの中で最も優位性が高いと判断した「内丸エリア」を選定しました。今後は、「内丸エリア」において、集中して整備事業に取り組んでいく必要があると考えております。審議会の付帯意見は、基本構想に記載ませんが、今後の状況の変化などに対しては、審議会の付帯意見を尊重し、柔軟に対応してまいります。                                      | D  |
| 22  |                                          |     | 市民会議及び市民説明会では、本庁舎の位置について、盛岡城跡公園、市営球場及びマリオスなどの提案がありましたが、今回の基本構想（案）では全く触れられていない。この3か所はそれぞれ大きな問題点があり、本庁舎の位置としてふさわしくないことは明らかと考えるが、市民会議及び市民説明会において提案されたものであり、エリアの候補地から除外された理由を今回の基本構想（案）で示すべきと考える。 | 基本構想は、審議会の調査審議結果等を踏まえ、整備の方向性を取りまとめたものとなっています。そのため、最終的に比較検討対象とした「内丸エリア」、「盛岡駅西エリア」及び「盛南エリア」を記載することとしました。                                                                                         | D  |
| 23  |                                          |     | 市の今までのまちづくりから市庁舎は内丸以外には考えられないが、一方で適切な用地が取得できるかは誰が考えても相当ハードルが高いと言わざるを得ない。現庁舎位置での建て替えが最も妥当な判断とではないかと考える。仮庁舎は旧県立短大の跡地（一部の土地は市の施設整備に充てられるようであるが）が適当ではないか。                                         | 現庁舎の位置は洪水浸水想定区域にあること、敷地の一部が河岸崩落の危険がある区域に含まれていることなどの防災上の課題があるほか、敷地面積の狭あいにより、市民が求める新たな機能の追加は難しいことなどから、移転・新築を想定しているものです。<br>内丸地区再整備基本計画（（仮称）内丸プラン）と連携しながら、用地確保を進めてまいります。いただいたご意見は、関係部署と情報共有いたします。 | D  |
| 24  | 第5章 整備エリア<br>1 整備エリアの選定<br>(1) まちづくりへの影響 | 20  | 「内丸エリア」であれば、観光客の方々がさらに増えると考え。観光収入を増やして、通過点といわれる盛岡から脱却してほしい。他の観光地においても、城のそばに官公庁があるところは移動が容易であり、様々な面で整備されている。                                                                                   | 更なるにぎわいや活性化に繋がるよう、新市庁舎整備を進めてまいります。                                                                                                                                                             | D  |
| 25  |                                          |     | 内丸から市役所がなくなると、ますます大通りや岩手城跡公園近辺が寂れてしまう。                                                                                                                                                        |                                                                                                                                                                                                | D  |

| No. | 該当項目                                       | 該当頁 | 意見の要旨                                                                                                         | 市の考え方                                                                                                                                                     | 区分 |
|-----|--------------------------------------------|-----|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|----|
| 26  | 第5章 整備エリア<br>1 整備エリアの選定                    | 20  | 岩手医科大学の跡地に新市庁舎整備をするといった、内丸の再開発事業を立ち上げてはどうか。岩手医科大学の医局等も歴史的に価値ある建造物と聞く。そこを市庁舎と一体化することで、観光面からも活かせるのではないか。        | 内丸地区再整備基本計画（（仮称）内丸プラン）と連携しながら、用地確保を進めてまいります。いただいたご意見は、関係部署と情報共有いたします。                                                                                     | C  |
| 27  | (1) まちづくりへの影響                              |     | 政治家や議員などが地権者になっている場所は候補地から外すなど、公正な盛岡市の発展に寄与すること。現在の場所は、利権が絡みすぎるように思える。                                        |                                                                                                                                                           | D  |
| 28  | 第5章 整備エリア<br>1 整備エリアの選定<br>(2) 災害リスク・防災拠点性 | 21  | 「内丸エリア」は、8月の大雨の際に避難指示が出ていた地区が適切なエリアといえるのか。                                                                    | 整備エリアは、市内の洪水浸水想定などを踏まえた検討を行い、選定しました。「内丸エリア」で整備するに当たっては、これまでの災害等の状況を踏まえながら、洪水浸水想定区域外での用地確保や、地盤かさ上げ等の技術的対応の検討が必要と考えています。職員の参集についても、整備用地に応じた対策を慎重に検討してまいります。 | D  |
| 29  |                                            |     | 災害の危険のない場所に整備できないか。<br>また、職員が洪水浸水想定区域や土砂災害警戒区域等を通らない、安全な通勤路を確保できる場所に整備できないか。                                  |                                                                                                                                                           | D  |
| 30  |                                            |     | 中津川が氾濫すると、歩行や車両での参集や避難において危険を伴う可能性があることから、「内丸エリア」での建設は見直すべき。                                                  |                                                                                                                                                           | D  |
| 31  | 第5章 整備エリア<br>1 整備エリアの選定                    | 21  | 道路は、行き止まりにならないよう、通行がスムーズに流れるように計画し、東西南北に偏りがいないよう、道路を取り付けること。                                                  | 今後選定される整備用地の状況を踏まえながら、検討してまいります。いただいたご意見は、関係部署と情報共有いたします。                                                                                                 | D  |
| 32  | (2) 市民利便性・交通 アクセス                          |     | バス停留所を作り、どこからでも行けるように計画いただきたい。                                                                                | いただいたご意見は、関係部署と情報共有いたします。                                                                                                                                 | D  |
| 33  | 第6章 事業手法・整備方法・財源                           | 28  | 想定される事業手法や整備方法は、現時点で各方式の進捗状況等を分かりやすく説明する必要がある。事業手法や整備方法の例は単なる参考程度のものなのか。また、事業手法や整備方法を選択する期限は、いつまでとして設定しているのか。 | 想定される事業手法や整備方法は例示であり、今後確保する土地の位置、広さ、形状、法的な建築規制などの要素を整理したうえで、基本計画の段階で採用する手法・方法を具体的に検討し、基本計画策定までに確定する予定としております。                                             | D  |

| No. | 該当項目                            | 該当頁 | 意見の要旨                                                                                                                                       | 市の考え方                                                                                        | 区分 |
|-----|---------------------------------|-----|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------|----|
| 34  | 第6章 事業手法・整備方法・財源<br>2 想定される整備方法 | 29  | 内丸エリアの一部は一団地の官公庁施設として都市計画決定されており、このエリアの場合、複合化や合築の相手方は限定されることから、場合によっては、都市計画の変更を視野に入れているのか。また、複合化や合築の場合でも、市役所としては、縮小した床面積とするのか。              | 今後選定される整備用地の状況や相手方との協議を踏まえながら、必要な対応について検討してまいります。                                            | D  |
| 35  | 第7章 今後の予定                       | 31  | 老朽化が進んでいる現市庁舎は安全面に不安があるため、安全、安心できる環境を早期に実現できることを期待する。                                                                                       | 点検調査、建物修繕や設備更新など、必要な維持管理を行いながら、新市庁舎を早期に整備できるよう進めてまいります。                                      | D  |
| 36  | 第7章 今後の予定<br>1 想定スケジュール         | 31  | 今後の予定に新たな市役所の位置を決定するには議会の同意が必要となる旨を記載すべきではないか。                                                                                              | 第7章今後の予定に、議会の特別多数議決を要する旨を記載します。                                                              | A  |
| 37  |                                 |     | 検討に時間を要することはある程度理解するが、あまりに時間を要すると、目指す新市庁舎の規模を実現するために、市の身の丈にあった金額あるいは現在の床面積の更なる縮小なども検討せざるを得ないことになりかねない。盛岡のシンボルには程遠い単なる事務所ビルの建替えにならないようお願いする。 | 事業費や維持管理経費など将来世代の負担を軽減できるよう規模のコンパクト化に努めながら、来庁者や職員の利便性向上に向けた取組を進めてまいります。                      | D  |
| 38  | 第7章 今後の予定<br>2 現市庁舎の維持・利活用      | 31  | 現在の本庁舎の敷地を、将来的に公園にしてはどうか。公園にすることで、中津川と一体化した自然に満ちた市内中心部の環境整備につながるのではないかと。中央通りから中津川沿いを見渡せるような公園化は、景観として素晴らしく、さんさ踊り等の際には、より観光としての価値が増すのではないかと。 | 市民や観光客の利便性を考慮しながら、内丸地区再整備基本計画（（仮称）内丸プラン）や、将来の財政状況等を踏まえ、跡地利用を検討してまいります。                       | D  |
| 39  |                                 |     | 現在の本庁舎の敷地を、将来的にドッグランにしてはどうか。                                                                                                                | 現庁舎の跡地利用については、市民や観光客などの利便性・有用性を考慮しながら、内丸地区再整備基本計画（（仮称）内丸プラン）や将来の財政状況等を踏まえ、有効な活用方法を検討してまいります。 | D  |
| 40  |                                 |     | 庁舎規模の縮小案では集約が進んだとしても10年程度は集約できない庁舎を使用することになる。その場合の維持管理に必要な経費の試算を示すべきではないか。                                                                  | 基本計画の段階で、供用開始時点で集約する部署と、その後段階的に集約する部署を検討する際に、試算してまいります。                                      | D  |